



馬伝染性貧血の自衛防疫指針

〔 令和元年 12 月 1 日付元軽防協第 4 号
　　軽種馬防疫協議会 議長 通知 〕

馬伝染性貧血は、馬伝染性貧血ウイルスの感染によるウイルス性疾患であり、馬産業に大きな被害をもたらし得る家畜伝染病である。日本では、平成 29 年に国内における本病の清浄性が確認されたことを受け、自衛防疫指針（平成 30 年 4 月 1 日付 30 軽防協第 2 号）を定めたところである。同指針では、清浄度の維持確認のため、未検査の競走用馬は、当面の間、競馬場等への入厩前に検査をすることとしていた。しかしながら、現在に至るまで陽性馬の摘発はないことから、清浄度維持確認のための自衛検査の内容を変更し、下記のとおり新たな指針を定める。

記

1. 輸入馬については、輸入後少なくとも 1 か月の間隔をあけ、着地検査期間中に検査を実施し、陰性を確認すること
2. 貧血など、本病の感染が疑われる馬については、検査を実施すること

なお、次年度以降は、日本中央競馬会競走馬総合研究所が検査を実施する各競馬場等の在厩馬における抽出サーベランスに積極的に参加し、本症の清浄度の維持確認に努められたい。